

重要事項説明書（介護予防通所サービス）

1 事業所の概要

令和6年4月1日改訂

(1) 事業所の名称等

| | |
|-------------|--|
| 事業所名 | 公立みつぎ総合病院介護予防センター |
| 所在地 | 広島県尾道市御調町市107番地1 |
| 事業所指定番号 | 3471101497号 |
| 管理者 | 佐藤 妙子 |
| 連絡先 | 0848-76-2821 |
| 通常のサービス提供地域 | 尾道市御調町・木ノ庄町・美ノ郷町・原田町、世羅郡世羅町大字宇津戸、府中市三郎丸町・河南町・篠根町・父石町・僧殿町 |

(2) 公立みつぎ総合病院介護予防センターの運営方針

公立みつぎ総合病院の併設事業として、公立みつぎ総合病院介護予防センターを開設し、老人福祉法及び介護保険法の基本理念に基づき、要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

(3) 事業所の職員体制

| 職種 | | 業務内容 |
|-----------|----|----------|
| 管理者 | 1名 | 管理業務 |
| 看護職員 | 3名 | 看護業務 |
| 生活相談員 | 2名 | 相談業務 |
| 機能訓練指導員 | 3名 | 理学療法 |
| 歯科衛生士 | 1名 | 口腔衛生関連業務 |
| 介護職員 | 2名 | 介護業務 |
| 管理栄養士・栄養士 | 2名 | 栄養管理業務 |
| 事務職 | 1名 | 事務業務 |

(4) 営業日時

| | |
|------|------------|
| 定員 | 1日あたり 15名 |
| 営業日 | 火曜日～金曜日 |
| 営業時間 | 9:30～14:30 |

※事業実施場所の「尾道市みつぎいきいきセンター」が、天災・災害等により避難所開設となる場合は休業します。

(5) 事業主体の概要

| | |
|-----------------|---|
| 事業主体 | 尾道市（公立みつぎ総合病院）（種別：市町村） |
| 代表者名 | 尾道市病院事業管理者 突沖 満則 |
| 所在地・電話 | 広島県尾道市御調町市124番地 公立みつぎ総合病院 電話 0848-76-1111（代表） |
| 尾道市御調町の概要 | 尾道市御調町では、公立みつぎ総合病院を核として「出ていく医療・福祉」を実践し、保健・医療・介護・福祉の統合を果たして地域包括ケアシステムを構築しており、介護支援サービスや在宅・施設の介護サービスはそれらの一環として位置づけられています。 |
| 尾道市御調町の介護保険サービス | 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、介護予防通所サービス、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、ホームヘルパーステーション等 |

2 サービス内容

- ① 介護予防通所サービス計画の立案
- ② 食事（原則として食堂でおとりいただきます。利用者で準備）昼食 12時00分～
- ③ 医学的管理・看護
- ④ 介護（介護指導）
- ⑤ 運動器の機能向上等にかかるサービス
- ⑥ 栄養改善（栄養食事指導ほか）にかかるサービス
- ⑦ 口腔機能向上にかかるサービス（歯みがき，義歯清掃，健口体操等）
- ⑧ 送迎サービス
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ その他

3 協力医療機関等

当センターでは、公立みつぎ総合病院の協力のもとに利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応を行います。

・協力医療機関

- ・名称 公立みつぎ総合病院
- ・住所 広島県尾道市御調町市124番地

・協力歯科医療機関

- ・名称 公立みつぎ総合病院
- ・住所 広島県尾道市御調町市124番地

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用者の緊急連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4 センター利用に当たっての留意事項

- ・飲酒・喫煙はできません。
- ・火気の取り扱いには注意して下さい。
- ・設備・備品の利用にあたっては、当センターの許可が必要です。
- ・金銭・貴重品の管理は原則として利用者で行っていただきます。
- ・センター内における利用者の、営利行為，宗教の勧誘，特定の政治活動，その他ほかの利用者への迷惑行為は，禁止します。
- ・ペットの持ち込みは，禁止します。

5 非常災害対策

非常災害に備えるため，必要な設備を整え訓練を行っています。

- ・防災設備 スプリンクラー，消火器，消火栓
- ・防災訓練 年2回

6 衛生管理等

職員等に対して流水による手洗いの励行を徹底させるとともに，センター内各所に水道又は速乾式手洗い液等の消毒液を設置し衛生的な管理に努め，感染症が発生，まん延しないよう必要な措置を講じています。

7 身体的拘束・行動制限

利用者に対して身体拘束は原則行いません。但し，自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は，所長が判断し理由を記録に記載し，身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

8 個人情報の開示

当センターでは、利用者の個人情報の開示については「個人情報の保護に関する規定」にしたがって進めています。

9 相談窓口、苦情対応

当センターには生活相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、要望やご意見などお気軽にご相談ください。

また、サービスに関する相談や苦情については、介護支援専門員及び当事業所管理者のほかに、次の窓口で対応します。

| | |
|-----------------|--|
| 尾道市北部地域包括支援センター | 所在地 広島県尾道市御調町市107番地1 電話番号 0848-76-2495 FAX番号 0848-77-0033 責任者 所長 内海 香恵 対応時間 月～金曜日 8:30～17:15 |
|-----------------|--|

○次の公的機関においても、要介護認定に係る問い合わせ・苦情申出等の相談ができます。

| | | |
|--|--------------------------------------|--|
| 利用者お住まいの市町の介護保険担当課 | 尾道市御調保健福祉センター 健康福祉係 | 所在地 広島県尾道市御調町市107番地1 電話番号 0848-76-2235 FAX番号 0848-77-0033 対応時間 月～金曜日 8:30～17:15 |
| | 尾道市福祉保健部高齢者福祉課 介護保険係 | 所在地 広島県尾道市久保1丁目15番1号 電話番号 0848-38-9440 対応時間 月～金曜日 8:30～17:15 |
| | 府中市健康福祉部介護保険課 介護福祉係 | 所在地 広島県府中市府川町315番地 電話番号 0847-40-0222 対応時間 月～金曜日 8:30～17:15 |
| | 世羅町福祉課 高齢者地域包括支援係 | 所在地 広島県世羅郡世羅町本郷947番地 電話番号 0847-25-0072 対応時間 月～金曜日 8:30～17:15 |
| | その他の市町の場合も、その市町の介護保険担当課に相談することができます。 | |
| 広島県国民健康保険団体連合会 (国保連) | | 所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 FAX番号 082-511-9126 対応時間 月～金曜日 8:30～17:15 |
| 広島県福祉サービス運営適正化委員会 (広島県社会福祉協議会) ※福祉サービス全般 | | 所在地 広島市南区比治山本町12番地2 電話番号 082-254-3419 FAX番号 082-569-6161 対応時間 月～金曜日 8:30～17:15 |
| 広島県介護保険審査会 | | 所在地 広島県尾道市古浜町26-12 広島県東部厚生環境事務所 厚生課 厚生推進係 電話番号 0848-25-2011 (代表) FAX番号 0848-25-2461 対応時間 月～金曜日 8:30～17:15 |

重要事項説明書（基準緩和型通所サービス）

1 事業所の概要 訂

令和6年4月1日改

(1) 事業所の名称等

| | |
|-------------|----------------------|
| 事業所名 | 公立みつぎ総合病院介護予防センター |
| 所在地 | 広島県尾道市御調町市107番地1 |
| 事業所指定番号 | 3471101497号 |
| 管理者 | 佐藤 妙子 |
| 連絡先 | 0848-76-2821 |
| 通常のサービス提供地域 | 尾道市御調町・木ノ庄町・美ノ郷町・原田町 |

(2) 公立みつぎ総合病院介護予防センターの運営方針

公立みつぎ総合病院の併設事業として、公立みつぎ総合病院介護予防センターを開設し、老人福祉法及び介護保険法の基本理念に基づき、要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者の心身の特性を踏まえて、身体機能の維持又は向上及び介護予防に資すると考えられる各種サービスを提供することにより、要介護状態等となること及び閉じこもりの予防、要支援状態等の軽減若しくは悪化の予防及び地域における自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

(3) 事業所の職員体制

| 職種 | | 業務内容 |
|------|----|------|
| 管理者 | 1名 | 管理業務 |
| 介護職員 | 1名 | 介護業務 |

(4) 営業日時

| | |
|------|---------------------|
| 定員 | 1日あたり 15名 |
| 営業日 | 月曜日 |
| 営業時間 | 月曜日 午後1時30分～午後4時30分 |

※事業実施場所の「尾道市みつぎいきいきセンター」が、天災・災害等により避難所開設となる場合は休業します。

(5) 事業主体の概要

| | |
|-----------------|--|
| 事業主体 | 尾道市（公立みつぎ総合病院）（種別：市町村） |
| 代表者名 | 尾道市病院事業管理者 突沖 満則 |
| 所在地・電話 | 広島県尾道市御調町市124番地 公立みつぎ総合病院 電話 0848-76-1111（代表） |
| 尾道市御調町の概要 | 尾道市御調町では、公立みつぎ総合病院を核として「出ていく医療・福祉」を実践し、保健・医療・介護・福祉の統合を果たして地域包括ケアシステムを構築しており、介護支援サービスや在宅・施設の介護サービスはそれらの一環として位置づけられています。 |
| 尾道市御調町の介護保険サービス | 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、介護予防通所介護・介護予防通所サービス、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、ホームヘルパーステーション等 |

2 サービス内容

- ① 筋力運動、バランス運動、体操等
- ② レクリエーション

- ⑬ 手芸等の手作業
- ⑭ 勉強会
- ⑮ 送迎
- ⑯ その他、必要とされる事項

3 協力医療機関等

当センターでは、公立みつぎ総合病院の協力のもとに利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応を行います。

- ・ 協力医療機関
 - ・ 名 称 公立みつぎ総合病院
 - ・ 住 所 広島県尾道市御調町市124番地
- ・ 協力歯科医療機関
 - ・ 名 称 公立みつぎ総合病院
 - ・ 住 所 広島県尾道市御調町市124番地

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用者の緊急連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4 センター利用に当たっての留意事項

- ・ 飲酒・喫煙はできません。
- ・ 火気の取り扱いには注意して下さい。
- ・ 設備・備品の利用にあたっては、当センターの許可が必要です。
- ・ 金銭・貴重品の管理は原則として利用者で行っていただきます。
- ・ センター内における利用者の、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、その他ほかの利用者への迷惑行為は、禁止します。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止します。

5 非常災害対策

非常災害に備えるため、必要な設備を整え訓練を行っています。

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練 年2回

6 衛生管理等

職員等に対して流水による手洗いの励行を徹底させるとともに、センター内各所に水道又は速乾式手洗い液等の消毒液を設置し衛生的な管理に努め、感染症が発生、まん延しないよう必要な措置を講じています。

7 身体的拘束・行動制限

利用者に対して身体拘束は原則行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、所長が判断し理由を記録に記載し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

8 個人情報の開示

当センターでは、利用者の個人情報の開示については「個人情報の保護に関する規定」にしたがって進めています。

9 その他

当センターには生活相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、要望やご意見などお気軽にご相談ください。

そのほか、備え付けの「ご意見箱」をご利用ください。

(電話0848-76-2821)